第6章 文化財の保存と活用に関する措置

1. 文化財の保存と活用に関する措置

前章で整理した文化財の保存と活用に関する課題に対する方針に基づき、以下のとおり文化財の保存と活用に関する措置を講じることとします。計画期間は、令和6年度(2024)から令和15年度(2033)までとし、前期(令和6~8年度)、中期(令和9~12年度)、後期(令和13~15年度)の三期に分けて実施します。措置の実施にあたっては、事業主体が、文化庁の補助金や内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金をはじめとした国や県、市の補助金等を活用することとします。

■ (1) 文化財の調査・把握に関する措置

1. 文化財調査計画の策定

文化財保護審議会や各種委員会、文化財保存活用地域計画協議会、地域づくり団体等の意見を踏まえ、調査すべき文化財を選定し、調査計画を策定します。

実施主体:行政が主体となり、市民、所有者等、専門家の協力を得て実施します。

実施期間:前期 令和6年度(2024)~令和8(2026)年度

2. 文化財把握調査、実測調査の実施

調査計画に基づき、有形文化財(美術工芸品)や埋蔵文化財の把握調査、有形文化財(建造物)の実測調査などの基礎的な調査を実施します。調査には、市民や所有者等にも参画していただき、文化財の取り扱いに関する技術の向上や文化財への理解を深める機会とします。

実施主体: 行政が主体となり、市民や所有者等の参画、専門家等の協力を得て実施します。

実施期間:中期~後期 令和 9 年度(2027)~令和 15 年度(2033)

3. 詳細調査の実施

基礎調査等により抽出された文化財や本質的価値が十分に明らかにされていない文化財等について、その本質的価値を明らかにするため、詳細調査を実施します。調査成果については、適切な方法での情報発信や公開を進めていきます。

実施主体: 行政が主体となり専門家等と連携して、可能な範囲で市民等、所有者等の参画も 得ながら実施します。

実施期間:後期 令和 13 年度 (2031) ~令和 15 年度 (2033)

4. 文化財カルテの作成

平成 30 年豪雨の経験から」、各文化財の概要、所有者等連絡先、遺存状態、保管状況、予

想される災害等の情報 を盛り込んだ指定等文 化財のカルテを作成し ます。

実施主体:個人情報等も 含まれるため、所有者等 の理解や協力を得なが ら行政が主体となり作 成します。可能な範囲で 市民等の協力を得ます。

実施期間:前期~後期 令和6年度(2024)~ 令和15年度(2033)

ふりがな	もくぞうあみだにょらいざぞう	種別1	市指定	
名称	木造阿弥陀如来坐像	棚別2	有形文化財	
贵数	182	MR13	美術工芸品(彫刻)	
所在地	西予市三瓶町朝立(あさだつ)		指定年月日	昭和38年(1963)4月16日
ふりがな	じふくじ		連絡先(自宅)	**-***
所有者	地福寺		連絡先(緊急時)	
所有者住所	〒796-0907 西予市三瓶町朝立****		10	ž.
心りがな	****		連絡先(自宅)	
管理者	住職 ****		連絡先(緊急時)	
管理者住所				
時代微型,	時代)平安時代後期(12世紀前半期) 構造・特徴)地議寺本尊。 像馬86cg、青本ないし一木書師送、内勢、清高、影響 計業解析を用いた等身大の何可容別以来世後、保存状態は良くな はちのの、機力の感覚が、当のが重め、現代、社員の信かりな 類似。別様を押さえ気味とした時点の必認、よく質様ですた。 質が、別様を押さえ気味とした時点の必認、よく質様ですた。 も必要認際の記載させて地域がようできる。最後で行きを引い、 地方行ではない。別数別における所参送のい場の作が参送され、 地方行ではない。別数別における所参送のい場の作が参送され、 が大り、もしくは成分下の場合と「初か」の地域のから下が送され、 は後期、2世紀単半級が生と指定でする。最後のもしては、 が、り、ないないので等に一般は重要したけなどと立ち、 が、シェスティ本権的な作として記憶される。これでものといてよう。	写真		

図35 文化財カルテの案

5. 地域づくり活動における文化財調査の支援

文化財を活かした地域づくり活動における文化財の価値の把握について、専門家の紹介 や専門家等による調査の実施などの調査支援を行い、地域づくり活動を後押しします。

実施主体:行政と市民が主体となり、所有者等や専門家等の協力を得て実施します。

実施期間:前期~後期 令和6年度(2024)~令和15年度(2033)

■ (2) 文化財の保存に関する措置

6. 西予市文化財保護条例の改正

法改正等に伴う条例の改正について検討し、必要に応じて速やかに改正することとしま す。改正にあたっては、専門家等の意見を参考にします。

実施主体: 行政が主体となり、専門家等の意見を参考に実施します。 実施期間: 前期~後期 令和6年度(2024)~令和15年度(2033)

7. 指定文化財の類型、名称の見直し

現在、当市の指定文化財の中には石造美術と言った独自の類型があるほか、同種の文化財が複数の類型に分類されているケースもあることから、指定の類型や名称の見直しを進めます。

¹ 髙木邦宏 2020「愛媛県西予市における水損行政文書レスキューとその後」『記録と資料』全国歴史資料 保存利用機関連絡協議会 実施主体: 所有者等と調整のうえ、行政が主体となり専門家の意見を踏まえて実施します。

実施期間:前期 令和 6 (2024) 年度~令和 8 年度 (2026)

8-1. 修理を必要とする文化財のリストアップ

文化財カルテや調査成果等を踏まえて、保存修理が必要な指定等文化財を把握します。

実施主体: 行政や所有者等が主体となり、文化財カルテの作成や調査へ参画する市民や専門 家等の協力も得ながら実施します。

実施期間:前期~後期 令和6年度(2024)~令和15年度(2033)

8-2. 保存修理の実施

市が所有する指定等文化財について、その本質的価値が損なわれることのないよう保存 修理を実施します。また、民間所有の文化財については保存修理を促し、保存修理を実施す る場合は補助要綱に基づき補助金を交付します。

実施主体: 市が所有する文化財については市が主体となり、専門家の意見を踏まえ実施します。民間所有の指定等文化財の修理については、所有者等が主体となり、市民や専門家の協力を得ながら実施します。

実施期間:前期~後期 令和6年度(2024)~令和15年度(2033)

9-1. 文化財補助・助成制度の周知

文化財の補助制度や民間の助成制度の周知を図り、保存修理を促します。

実施主体:行政が主体となり周知します。

実施期間:前期~後期 令和6年度(2024)~令和15年度(2033)

9-2. 補助制度の見直し

市の補助制度については、文化財を取り巻く状況の変化に応じて、所有者等や専門家等の意見を踏まえ、見直しを図ります。

実施主体: 行政が主体となり、専門家等の意見を踏まえ実施します。

実施期間:中期~後期 令和9年度(2027)~令和15年度(2033)

10. 文化財保存資金調達の仕組みの検討

文化財の保存修理や維持管理、活用等に係る費用を、クラウドファンディングやふるさと納税など様々な方法で調達する仕組みを検討します。

実施主体: ふるさと納税の活用については行政内で調整します。クラウドファンディング等については所有者等が主体となり、市民等の協力を得ながら実施することとし、市は情報を提供するなどしてこれを支援します。

実施期間:前期~後期 令和6年度(2024)~令和15年度(2033)

11-1. 文化財カルテの共有

所有者等の理解が得られたものについては、保管状況や予想される災害等の情報を盛り 込んだ文化財カルテを、危機管理課等の市の関係部局、警察や消防等の関係機関等と共有し、 災害に備えます。

実施主体:個人情報等も含まれるため、所有者や保存団体等の理解を得ながら行政が主体となりますが、可能な範囲で市民等の協力を得ます。

実施期間:前期~中期 令和6年度(2024)~令和12年度(2030)

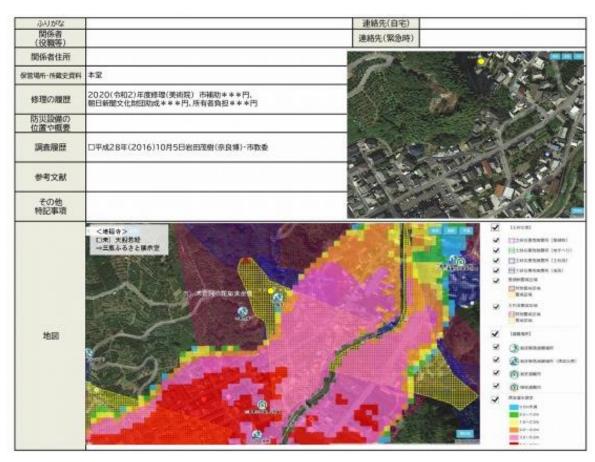


図 36 災害情報を盛り込んだ文化財カルテの案

11-2. 災害予防対策に関する啓発事業の実施

以下の文化財の災害予防対策については、愛媛県と市町で作成した『えひめ文化財防災マニュアル 2018』²に即した災害予防対策を実施します。

近年懸念される自然災害の増加に供え、文化財防火デーなどの機会をとらえて、災害予防

 $^{^2}$ 愛媛県教育委員会編 2019『えひめ文化財防災マニュアル 2018』愛媛県教育委員会ほか https://www.pref.ehime.jp/k70600/bousai.html

対策の重要性を所有者等や地域住民へ啓発する事業を実施します。

実施主体 : 行政が主体となり、市民、所有者等の参画、専門家等の協力を得て実施します。

実施期間:前期~後期 令和6年度(2024)~令和15年度(2033)

11-3. 市所有指定等文化財の災害予防対策の実施

市が所有する指定等文化財の災害予防対策(防災設備等の整備、施設の耐震診断、必要な 資器材の備蓄等)を講じ、文化財の防災力の向上を図ります。

実施主体: 行政が主体となって、専門家等の指導を仰ぎながら実施します。

実施期間:前期~後期 令和6年度(2024)~令和15年度(2033)

11-4. 災害予防対策に係る指定等文化財所有者等への支援

災害予防対策を実施する指定等文化財所有者等への指導・助言のほか、補助金を交付して 支援します。

実施主体: 災害予防対策の事業を実施する指定等文化財の所有者等に対し、市が指導・助言するほか、補助金を交付します。

実施期間:前期~後期 令和6年度(2024)~令和15年度(2033)

11-5. 災害発生時の応急対策の実施

指定等文化財の被害状況の把握、被災文化財の応急措置に係る所有者等への指示・勧告、 被災文化財の一時的な保管場所の提供や確保など、災害発生時の応急対策を講じます。

実施主体: 行政が主体となって、可能な範囲で市民や所有者等、専門家等の協力を仰ぎなが ら実施します。

実施期間:前期~後期 令和6年度(2024)~令和15年度(2033)

11-6. 被災後の復旧対策の実施

被災文化財の修理・復旧に係る必要な指示または技術的な指導・助言、被災した指定等文 化財の修理等に係る補助金支出など、被災後の復旧対策を講じます。

実施主体: 行政が主体となって、可能な範囲で市民や所有者等、専門家等の協力を仰ぎなが ら実施します。

実施期間:前期~後期 令和6年度(2024)~令和15年度(2033)

12. せいよ地域遺産(仮称)制度の創設、運用

未指定文化財や必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、本市や各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産を、せいよ地域遺産(仮称)として顕彰する制度を創設し、運用します。

実施主体: 行政が主体となって、市民、所有者等、専門家等の意見を踏まえて制度設計を行

います。

実施期間:前期~後期 令和6年度(2024)~令和15年度(2033)

せいよ地域遺産:本市や各地区にとって重要であり、 次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産 法や条例に基づき指定・選 定・登録された文化財、埋蔵 文化財、保存技術

未指定の文化財

必ずしも文化財に該当する とは言えないもの

図37 せいよ地域遺産(仮称)の概念図

13-1. 文化財収蔵施設の確保

文化財の展示の見直しや新たな受け入れを進めるため、公共施設の転用も視野に入れ、文化財を収蔵する施設を確保します。

実施主体:行政が主体となり取り組みます。

実施期間:前期~後期 令和6年度(2024)~令和15年度(2033)

13-2. 文化財収蔵施設の整備と文化財の保管・収蔵

そのうえで、収蔵資料の価値を損なわない適切な管理ができるよう必要な整備を施し、文化財を保管・収蔵します。保管・収蔵に向けた整理作業等や維持管理にあたっては市民や所有者等の協力も得ます。

実施主体:行政が主体となり、市民や所有者等の協力を得ながら取り組みます。

実施期間:中期~後期 令和 9 年度 (2027) ~令和 15 年度 (2033)

■ (3) 文化財の整備・活用に関する措置

14-1. 整備活用計画の策定

必要に応じて、個別の文化財の保存や活用を図るための整備活用計画を作成します。

実施主体: 行政が主体となり市民や所有者等の参画を得て、専門家等の指導を仰ぎながら取り組みます。

実施期間:前期~後期 令和6年度(2024)~令和15年度(2033)

14-2. 文化財と周辺環境の整備、アクセスの改善

文化財の整備とともに、植樹、清掃、草刈り、景観阻害要因の除去、便益施設等の整備など周辺環境の整備を図ります。また、誘導表示の設置を通じて文化財へのアクセスの改善を図ります。環境整備にあたっては、できるだけ多くの方々の参画を得ることを目標に取り組みます。

実施主体: 行政や所有者等が主体となって、市民の参画、専門家等の協力を得ながら実施します。

実施期間:前期~後期 令和6年度(2024)~令和15年度(2033)

14-3. 解説標示の設置

文化財の持つ価値の理解を深めるため、英語表記等多言語化も視野に入れて、解説標示を 設置します。

実施主体: 行政や所有者等が主体となって、市民の参画、専門家等の協力を得ながら実施します。

実施期間:前期~後期 令和6年度(2024)~令和15年度(2033)

15-1. 西予市の歴史文化を理解できる展示への見直し

「うみ」については西予市明浜歴史民俗資料館、「さと」については宇和文化の里施設、「やま」については西予市城川歴史民俗資料館及び西予市城川郷土文化保存伝習施設において、西予市のうみ、さと、やまの歴史文化の特徴を理解できるように展示を見直します。

実施主体:行政が主体となり、市民や専門家等の協力を得ながら実施します。

実施期間:前期~後期 令和 6 (2024) 年度~令和 15 年度 (2033)

15-2. ガイダンス施設の整備と活用

西予市の歴史文化の理解を深めるとともに、文化財保護活動や文化財を活かした地域づくり活動に関わる市民の活動拠点、市民と来訪者の交流拠点とするためガイダンス施設を設置し活用します。

実施主体: 行政が主体となり専門家の指導を仰ぎながら実施します。施設の運営には市民等の積極的な参画を図ります。

実施期間:前期~後期 令和6年度(2024)~令和15年度(2033)

15-3. 展示施設等の機能の見直し、統廃合

役目を終えた施設については、専門家等の意見を踏まえ機能の見直しや統廃合を図ります。

実施主体: 行政が主体となって専門家等の意見を踏まえ実施します。

実施期間:前期~後期 令和6年度(2024)~令和15年度(2033)

16-1. 文化財情報の発信

市民、所有者等、専門家等の意見をもとに、市民や観光客の見学誘導や学習促進のため、 観光拠点への案内標示設置、マップの整備、ガイドブックの作成・配布、HP や SNS を活 用した情報発信を行います。

実施主体: 行政、地域づくり団体を含む市民等、所有者等が主体となって、専門家等の意見をもとに取り組みます。

実施期間:前期~後期 令和6年度(2024)~令和15年度(2033)

16-2. 文化財学習の推進

学校教育、市民向けの文化財学習や講座、体験学習などを実施します。学校教育においてはジオパーク学習における文化財学習プログラムを充実させ『まなびのガイドブック』を改訂します。

実施主体: 行政、市民、所有者等が主体となって専門家等の協力を得て取り組みます。

実施期間:前期~後期 令和6年度(2024)~令和15年度(2033)

17. 文化財所有者等の育成と連携強化

文化財の所有者等の学習の機会を確保するとともに、団体同士の交流を深め、情報交換、 連携強化を図る。

実施主体: 行政が主体となって、市民や所有者等の参画、専門家等の協力を得て取り組みます。

実施期間:前期~後期 令和6年度(2024)~令和15年度(2033)

18. せいよ文化財応援団(仮称)の設立と育成

市内の文化財に関する諸活動に参加し、文化財の保存や活用を応援する団体を設立し育成します。応援団への参加は、市内在住者に限らず広く募集します。応援団は、市民や所有者等、専門家等の意見をもとにした取組を考え、学習や情報発信を含め様々な活動を行います。

実施主体: はじめ行政が主体となりますが、参加者の主体性を尊重し応援団が主体的に活動するようになることを目指し、行政はこれを支援します。

実施期間:前期~後期 令和6年度(2024)~令和15年度(2033)

19. 市内外の文化財保存・利活用団体、関係者、自治体との交流・連携

市内外を問わず、文化財の保存・利活用団体、関係者、自治体との交流を深め、情報交換はもちろん、共同での事業展開に向けて連携を深めます。

実施主体: 行政、市民等、所有者等が主体的に取り組みます。

実施期間:前期~後期 令和6年度(2024)~令和15年度(2033)



文化財を活用した学校での授業



市民による史跡や周辺の環境整備

2. 個別の文化財における保存活用計画等の実施

以下の文化財については、個別の保存活用計画や整備計画等が策定されています。それぞれの計画を推進します。

■ (1) 宇和海狩浜の段畑と農漁村景観

『宇和海狩浜の段畑と農漁村景観 保存活用計画』

西予市明浜町狩浜地区の文化的景観の本質的な価値を将来にわたり継承するため、その 保護のために定めた計画です。文化的景観の特性、本質的価値を踏まえ、景観単位ごとの保 存に関する基本方針、行為規制、届出制度、修理修景基準、整備活用の方針、体制、重要な 構成要素などを示しています。計画に基づき保存、活用を進めます。

実施主体: 行政、市民、所有者等が主体となって専門家等の意見を参考に取り組みます。

実施期間: 平成 31 年度 (2019) ~

『宇和海狩浜の段畑と農漁村景観 整備計画』

前出の保存活用計画に示された整備活用方針に基づき、重要文化的景観「宇和海狩浜の段畑と農漁村景観」において概ね5年をめどに優先的に取り組むべき事項を定めたものです。整備に向けた課題を踏まえ、整備目標と方針を明らかにし、文化的景観の価値を守り活かす「継続的な事業」と、地域に動きを生じさせ地域住民の活動の進展を図る「戦略的な事業」から構成される事業とスケジュール、運営体制を記しています。

実施主体: 行政、市民、所有者等が主体となって専門家等の意見を参考に取り組みます。

実施期間: 令和 2 年度 (2020) ~令和 6 年度 (2024)

■ (2) 西予市宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区

『西予市宇和町卯之町伝統的建造物群保存計画』

西予市伝統的建造物群保存地区保存条例第 3 条の規定に基づき策定した保存計画です。 卯之町の歴史、保存地区の現状や特色、建造物群の特性を概観したうえで、保存方針と基本 計画を示しています。建造物の保存整備や快適な生活環境の確保と防災機能の向上に加え、 背後の山並みも考慮した歴史的風致を活かしたまちづくり、空き家の再利用による定住者 の確保などをうたっており、計画に基づき保存地区の保存を進めます。

実施主体: 行政、市民、所有者等が主体となって専門家等の意見を参考に取り組みます。

実施期間: 平成 21 年度 (2009) ~

『西予市宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区防災計画』

保存地区内の建物は 4 分の 3 以上が木造で、半数以上が居宅となっており、それらが密集していることから、火災や地震などの災害に大きな不安を抱えています。卯之町らしい景観を守り、住民が安心して暮らしていける地域とすることを目的として、地域防災の担い手である住民や地域社会、行政がそれぞれの立場で取り組み、相互に協力するための指針とするべく策定しました。保存地区の概要、防災に係る事項の調査や現況把握、住民アンケートやワークショップの結果、防災上の課題をふまえたうえで計画を策定しています。計画に基づき、保存地区の防災対策事業を実施します。

実施主体: 行政、市民、所有者等が主体となって専門家等の意見を参考に取り組みます。

実施期間: 平成 30 年度 (2018) ~

表13 文化財の保存と活用に関する措置

方針に基づく措置				取組の主体				本相	事業の実施時期		
			事業の内容		市民	所有者等	専門家等	新規 事業	前期 (2024 ~2026)	中期 (2027 ~2030)	後期 (2031 ~2033)
文化財の調査・把握 に関する措置	文化財調査計画の策定	1. 文化財調査計画の策定	市民や専門家等の意見を踏まえ、文化財の調査計画を策定する。	•	A	•	•	0			
	有形文化財(美術工芸品)や埋蔵 文化財の把握調査、有形文化財 (建造物)の実測調査の実施	2. 文化財把握調査、実測調査の 実施	調査計画に基づき、市民や所有者等の参画も得ながら文化財の把握調査、実測図作成など基礎的な調査を実施する。	•	•	•	•				
	詳細調査の実施	3. 詳細調査の実施	文化財の本質的価値を明らかにする詳細調査を、専門家等と連携し可能な範囲で市民等の参画を得ながら行う。	•	•	•	•				
	文化財カルテの作成	4. 文化財カルテの作成	指定等文化財の概要、遺存状態、保管状況などの情報を収集 し、予想される災害情報を盛り込んだカルテを作成する。	•	A	•					
	地域づくり活動における文化財調 査の支援	5. 地域づくり活動における文化財調査の支援	文化財を活かした地域づくり活動における文化財の価値の把握 について、専門家の紹介や専門家等による調査の実施などの支援を行い、地域づくり活動を後押しする。	•	•	•	•	0			
	西予市文化財保護条例の改正	6. 西予市文化財保護条例の改正	法改正等に伴う条例の改正について検討し、必要に応じて速や かに改正する。	•			•	0			
文化財の保存 に関する措置 凡例 ●: 取組の主体	指定等文化財の類型、名称の見 直し	7. 指定文化財の類型、名称の見直し	所有者等と調整のうえ、専門家の意見を踏まえ、指定の類型や名 称を再整理し必要に応じて見直しを行う。	•		•	•	0			
	文化財の保存修理の実施と促進	8-1. 修理を必要とする文化財のリ ストアップ	文化財カルテや調査成果等を踏まえて、保存修理が必要な指定 等文化財を把握する。	•	A	•	•	0			
		8-2. 保存修理の実施	市所有の指定等文化財の保存修理を実施する。民間所有の指 定等文化財については保存修理を促し、保存修理を実施する場 合は補助金を交付する。	•	•	•	•				
	文化財補助・助成制度の周知、制度の見直し	9-1. 文化財補助・助成制度等の 周知	文化財の補助制度や民間の助成制度の周知を図り、保存修理を 促す。	•							
		9-2. 補助制度の見直し	文化財を取り巻く状況の変化に応じて、所有者等や専門家等の 意見を踏まえ、補助制度を見直す。	•		•	•				
	資金調達の仕組みの検討	10. 文化財保存資金調達の仕組みの検討	文化財の保存修理や維持管理、活用にかかる費用を様々な方法 で調達する仕組みを検討する。	•	•	•		0			
		11-1. 文化財カルテの共有	所有者等の了解が得られたものについては、文化財カルテを関係部局・関係機関と共有し、災害に備える。	•		•		0			
		11-2. 災害予防対策に関する啓発 事業の実施	文化財防火デーなどの機会をとらえて、災害予防対策の重要性 に係る所有者等や地域住民への意識啓発を行う。	•	•	•					
		11-3. 市所有指定等文化財の災 害予防対策の実施	市が所有する指定等文化財の災害予防対策(設備の整備、施設の耐震診断、必要な資機材の備蓄等)を講じる。	•			•				
		11-4災害予防対策に係る指定等 文化財所有者等への支援	災害予防対策に係る指定等文化財所有者等への指導・助言のほか、補助金を交付する。	•		•	A				
	または取組への参画・連携 援、協力	11-5. 災害発生時の応急対策の 実施	指定等文化財の被害状況の把握、被災文化財の応急措置に係る所有者等への指示・勧告、被災文化財の一時的な保管場所の提供や確保など、災害発生時の応急対策を講じる。	•	A	A					
▲:取組への支 ○:新規の措置		11-6. 被災後の復旧対策の実施	被災文化財の修理・復旧に係る必要な指示または技術的な指導・助言、被災した指定等文化財の修理等に係る補助金支出など、被災後の復旧対策を講じる。	•	A	•					

表13 文化財の保存と活用に関する措置

方針に基づく措置				取組の主体				Jers [JT]	事業の実施時期			
			事業の内容		市民	所有者等	専門家等	新規 事業	前期 (2024 ~2026)	中期 (2027 ~2030)	後期 (2031 ~2033)	
文化財の保存に関する措置		12. せいよ地域遺産制度(仮称)の 創設、運用	必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、本市や各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産を、せいよ地域遺産(仮称)として顕彰する制度を創設し運用する。	•	•	A	•	0				
	文化財収蔵施設の確保と整備	13-1. 文化財収蔵施設の確保	文化財の展示の見直し、新たな受け入れへの対応等のため、文 化財を収蔵する施設を確保する。	•								
		13-2. 文化財収蔵施設の整備と文 化財の保管・収蔵	収蔵資料の価値を損なわない適切な保存管理ができるよう、必要な整備を施し、文化財を保管・収蔵する。	•	A	•		0				
文化財の整備・活用に関する措置	整備活用計画の策定と文化財の整備	14-1. 整備活用計画の策定	必要に応じて、個別の文化財の保存・活用を図るための整備活 用計画を作成する。	•	•	•	•					
		14-2. 文化財と周辺環境の整備、 アクセスの改善	文化財の整備とともに、植樹、清掃、草刈り、景観阻害要因の除去、便益施設等の整備など周辺環境の整備を図る。また、誘導表示の設置を通じてアクセスの改善を図る。環境整備には多くの方の参加を得られるよう取り組む。	•	•	•	•					
		14-3. 解説標示の設置	文化財の持つ価値の理解を深めるため、、英語表記等多言語化 も視野に入れ、解説標示を設置する。	•		•	•					
	うみ、さと、やま各エリアへの文化 財展示施設等の確保と西予市の 歴史文化の顕現及びガイダンス施 設の設置	15-1. 西予市の歴史文化を理解で きる展示への見直し	「うみ」については西予市明浜歴史民俗資料館、「さと」については宇和文化の里施設、「やま」については西予市城川歴史民俗資料館及び城川郷土文化保存伝習施設を中心として、西予市のうみ、さと、やまの歴史文化の特徴を理解できるよう展示を見直す。	•	A		•	0				
		15-2. ガイダンス施設の整備と活用	西予市の歴史文化の理解を深めるとともに、文化財保護活動や 文化財を活かした地域づくり活動に関わる市民の活動拠点、市民 と来訪者の交流拠点としてガイダンス施設を設置する。	•	•		A	0				
		15-3. 展示施設等の機能の見直し、統廃合	役目を終えた施設については、専門家等の意見を踏まえ機能の 見直しや統廃合を図る。	•			•					
	文化財情報の発信と文化財学習の推進	16-1. 文化財情報の発信	市民、所有者等、専門家等の意見をもとに、市民や観光客の見 学誘導や学習促進のため、観光拠点への案内標示設置、マップ の整備、ガイドブックの作成・配布、HPやSNSを活用した情報発信 を行う。	•	•	•	•					
		16-2. 文化財学習の推進	学校教育、市民向けの文化財学習や講座、体験学習などを実施する。学校教育においてはジオパーク学習における文化財学習プログラムを充実させ『まなびのガイドブック』を改訂する。	•	•	•	A					
		17. 文化財所有者等の育成と連携 強化	文化財の所有者等の学習の機会を確保するとともに、団体同士 の交流を深め、情報交換、連携強化を図る。	•	•	•	A	0				
		18. せいよ文化財応援団(仮称)の 設立と育成	市内の文化財に関する諸活動に参加し、文化財の保存や活用を 支援する団体を設立し育成する。	•	•	•	A	0				
			市内外を問わず、文化財の保存・利活用団体、関係者、自治体との交流を深め、情報交換はもちろん、共同での事業展開に向けて連携を深める。	•	•	•	•					